

特定防火設備に関する構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
特定防火設備に関する構造方法を定める件 平成十二年。月。日 建設省告示第。号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。） 第百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備に関する構造方法を、次のとおり定める。 第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火災を出さない防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する防火設備で、当該防火設備が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものとする。ただし、次の第一号又は第二号に該当するものにあつては、周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものに限る。 一 骨組を鉄製とし、画面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張った戸 二 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の戸又は防火タペー 三 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製の戸で厚さが三・五センチメートル以上のもの	

四 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル以上のもの

附 則

この指針は、平成十二年。四。日から施行する。